

# 障害者控除対象者の認定について

障害者手帳の交付を受けていない場合でも、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずると認められる方は、障害者控除の対象者として認定を受けることで、所得税や市・県民税の申告で障害者控除の対象になります。申請により、下記内容に該当する方に対し、確定申告の際に必要な「障害者控除対象者確認書」を交付します。

## ◎対象者

認定基準日において、次の要件を全て満たす方

①65歳以上で要介護認定を受けている方

②介護保険主治医意見書又は認定調査票で日常生活自立度の判定が一定基準（障害者控除認定基準）である方

※認定基準日は、控除の対象とする年の12月31日です

## ◇障害者控除対象者認定基準

『日常生活自立度判定基準』において

障害高齢者の日常生活自立度	A	障害者
障害高齢者の日常生活自立度	BまたはC	特別障害者
認知症高齢者の日常生活自立度	ⅡからⅢb	障害者
認知症高齢者の日常生活自立度	ⅣまたはM	特別障害者

※主治医意見書と認定調査票の判定が異なる場合は、重い基準で判定する

## ◎申請方法

御前崎市役所高齢者支援課に申請書を提出してください。

・申請に必要な持ち物：印鑑、窓口に来る方の身分証明書

申請受付後、要介護認定の情報をもとに審査し、結果をお知らせします。

※障害者控除の適用を受ける場合は、確定申告または住民税申告が必要となります。

お問い合わせ  
御前崎市高齢者支援課  
電話：0537-85-1118